

平成31年3月開催

認定電気工事従事者認定講習のお知らせ

(一財)電気工事技術講習センター 実施

第二種電気工事士の方へ！ 電気工事の施工範囲をご存知ですか？

第二種電気工事士が行える電気工事の範囲（概要）

一般住宅や小規模な店舗、事務所などのように、電力会社から低圧（600V以下）の電圧で受電する場所の配線や電気使用設備等の電気工作物（一般用電気工作物）の設置又は変更工事です。

ビル、工場等の発電・変電設備・需要設備等の自家用電気工作物の電気工事は勿論のこと、ビル等の自家用電気工作物の低圧部、例えば配線器具の設置工事もできません。



しかしながら！！

認定電気工事従事者の認定証の交付を受けると、
最大電力500kW未満の需要設備(自家用電気工作物)の電気工事のうち、600V以下の電気工事(簡易電気工事)を行うことができます。

認定電気工事従事者認定講習の受講であなたも

『認定電気工事従事者』の資格が取得できます！！



* 本講習受講後、講習終了証等を添え、住所地を所管する産業保安監督部に認定申請することにより、認定証が公布されます。

(本講習の詳細は一般財団法人電気工事技術講習センターのホームページ

<http://www.eei.or.jp/approval/>)

○開催日時：平成31年3月13日(水) 10:00～17:00

○場所：石川県金沢市

受付期間：平成30年11月1日(木)～11月26日(月)

申込方法：①インターネット

②申込書をダウンロードして郵送（上記講習センターホームページからダウンロード
（11月1日よりダウンロード可能））

③申込書を請求し郵送（所定の返信用封筒を入れ、講習センターへ郵送にて申込書をご請求
いただき、申込書受領後、申込書を郵送（10月下旬より））

②、③での申込書は、(一財)電気工事技術講習センターへお送りいただき受付いたします。

※認定講習のお申し込み、お問い合わせは…

(一財)電気工事技術講習センター TEL:03-3435-0897

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 6東洋海事ビル4階